

# 体調がおかしいと思ったら まずは電話で相談しましょう



あれ?  
新型コロナ  
かな?

強いだるさや息苦しさがある方、風邪のような症状・発熱が続く方は下記へご相談ください。  
※かかりつけ医のいる方はそちらへ電話で相談ください。

## 帰国者・接触者電話相談センター

●月～金曜日 午前9時～午後5時  
※土・日曜日・祝日を除く  
**TEL 03-3847-9402**  
(台東区)

聴覚に障害のある方などからの相談  
**FAX 03-3841-4325**  
(台東区)

●月～金曜日 午後5時～翌日午前9時  
※土・日曜日・祝日は終日  
**TEL 03-5320-4592**  
(東京都)

不安に思う方は下記へご相談ください。  
(微熱や軽い咳が出ている、感染したかもしれない、においや味を感じない)

## 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

●午前9時～午後10時  
**TEL 0570-550571**

聴覚に障害のある方などからの相談  
**FAX 03-5388-1396**  
(東京都福祉保健局)

※本紙は10月14日時点の情報で作成しております。  
今後、帰国者・接触者電話相談センター等の相談先・方法が変わる場合があります。  
変更等があった場合は、区HPでお知らせしますので、右記二次元コードよりご確認ください。



## コロナ禍の経営のお悩みを中小企業診断士に直接相談できる『緊急経営相談ダイヤル』をご利用ください

**相談支援** 区内中小企業者が抱える緊急を要する経営上の諸問題に対し、中小企業診断士が直接電話で相談支援します。※匿名での相談も可能です。※Zoomを使用したオンライン相談も承ります。

**相談事例** ・うちの会社も国や都の補助金、助成金をもらえるの？

- ・新型コロナウイルス対策としてネット販売をはじめたい
- ・会社を引継いでほしい、引継ぎたい
- ・毎月の借入金返済に困っている
- ・経営が行き詰まりどうしたらよいかわからない など

※相談内容に応じて、各専門機関(弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など)へ繋ぐこともできます。



### 専用ダイヤル

**TEL 03-5829-8078**

毎週火・木曜日(祝日・年末年始を除く)  
火曜日午前10時～午後3時  
木曜日午後3時～7時

### 問合せ

台東区産業振興事業団  
経営支援課商工相談担当 **TEL (5829) 4125**



## 新型コロナウイルス 接触確認アプリ(COCOA) をインストールしましょう

「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」は、利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互い分からないようにプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるスマートフォンアプリです。  
詳しくは、厚生労働省HP(右記二次元コード)をご覧ください。



## 新型コロナウイルス感染防止を目的として、区に寄附をいただきました

新型コロナウイルス感染症への対応に関して、区民や事業者等の皆さまから区へ寄附・寄贈をいただきました。ご厚意に深く感謝いたします。これらの寄附は、保健所、医療・介護施設、学校・保育園等で有効に活用させていただきます。  
※9月18日現在、公表のご了承をいただいている方のみ掲載しております。  
※その他、多くの方よりご支援をいただいております。

### 新型コロナウイルス感染症に関する寄附・寄贈

寄附・寄贈者(敬称略)	寄附・寄贈の内容
シュバイツァー高橋株	100パーセントバージンオリーブオイル石鹸 1,152個
浅草仏教会	寄附金
朴英錦	マスク 880枚

## 住民税や保険料等の納付相談を受付けています

新型コロナウイルス感染症等の影響で住民税、国民健康保険料等のお支払いが困難な方の納付相談を受付けています。電話でも受付けていますので、ご相談ください。

納期限までに納付がない方には督促状や催告書、電話などで納付のお願いをしています。それでも納付がない場合は、納めている方との公平性を保つため、延滞金の加算や法律に従い差押処分を行う場合があります。納付に関する相談は、お早めをお願いします。

### ●休日も窓口を開設しています

住民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付や納付相談ができます。

- ▷日時 毎月第2日曜日午前9時～午後5時
- ▷場所 区役所1階⑤番戸籍住民サービス課

### 問合せ

- 税に関すること  
収納課 **TEL (5246) 1107**
- 国民健康保険料に関すること  
国民健康保険課保険料係 **TEL (5246) 1256**
- 後期高齢者医療保険料に関すること  
国民健康保険課後期高齢者保険係 **TEL (5246) 1491**
- 介護保険料に関すること  
介護保険課資格・保険料担当 **TEL (5246) 1246**

## 声の広報・声の区議会だより をご利用ください

広報「たいとう」の内容を録音した「声の広報」(カセットテープ版・デジ版)と、区議会だよりの内容を録音した「声の区議会だより」(カセットテープ版)を視覚障害のある方を対象に、郵送で貸出しています。ご希望の方は、下記問合せ先へご連絡ください。  
また、区HP(下記二次元コード)でも聞くことができます。

### ●声の広報

毎月2回、5日と20日に発行  
**問合せ** 広報課  
**TEL (5246) 1021**



### ●声の区議会だより

年4回発行  
**問合せ** 議会事務局  
**TEL (5246) 1473**



## 新型コロナウイルス感染症の影響による休業・離職等で、生活がお困りの方に対する貸付制度について

- 緊急小口資金(特例貸付) **対象** 休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のため、貸付を必要とする世帯 **貸付額** 20万円以内(一括交付) **交付までの期間** 申請から2週間程度 **据置期間** 1年以内 **返済期間** 2年以内(24回以内)
- 総合支援資金生活支援費(特例貸付) **対象** 収入減や失業等による生活困窮により、日常生活の維持が困難となったため、貸付を必要とし、緊急小口資金を利用後も収入減が続く世帯 **貸付額** 月額20万円以内(単身世帯は月額15万円以内) ※原則3か月以内 **交付までの期間** 申請から30日程度 **据置期間** 1年以内 **返済期間** 10年以内(120回以内)

◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆

※連帯保証人は不要※緊急小口資金と総合支援資金の同時申請は不可※生活保護受給世帯、他の道府県社会福祉協議会で貸付を受けている世帯は対象外※

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還免除の場合あり **利子無利子** ※期間までに返済不可の場合、延滞利子が発生 **申込方法** 下記問合せ先に事前連絡の上、必要書類を郵送または持参※新型コロナウイルス感染防止のため、郵送による申請をお願いしています。また、持参による申請の場合、事前に日時の予約をお願いします。※本申請は必要な各種証明書の交付手数料が無料になります。詳しくは、区HPをご覧ください。 **申込締切日** 12月28日(月)(必着) **申込み・問合せ** 〒110-0004 台東区下谷1-2-11 台東区社会福祉協議会生活支援室 **TEL (5828) 7547**  
※必要な書類等詳しくは、台東区社会福祉協議会HPをご覧ください。

